

ガス導管事業者の2020年度託送収支の 事後評価について

第10回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2021年11月15日



(空白)

資料の構成

1. 事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール

ガス導管事業者の託送収支の事後評価 (2021年11月8日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 電力・ガス取引監視等委員会（2021年11月8日開催）において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2020年度託送収支の事後評価を行うことが決定された。

1. 趣旨

ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価について、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価をご確認いただきたい。（2021年11月1日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあったところ。）

また、追加的な分析・評価として、法令に基づく事後評価の結果、値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行うこととする。

2. 進め方

1) 対象事業者

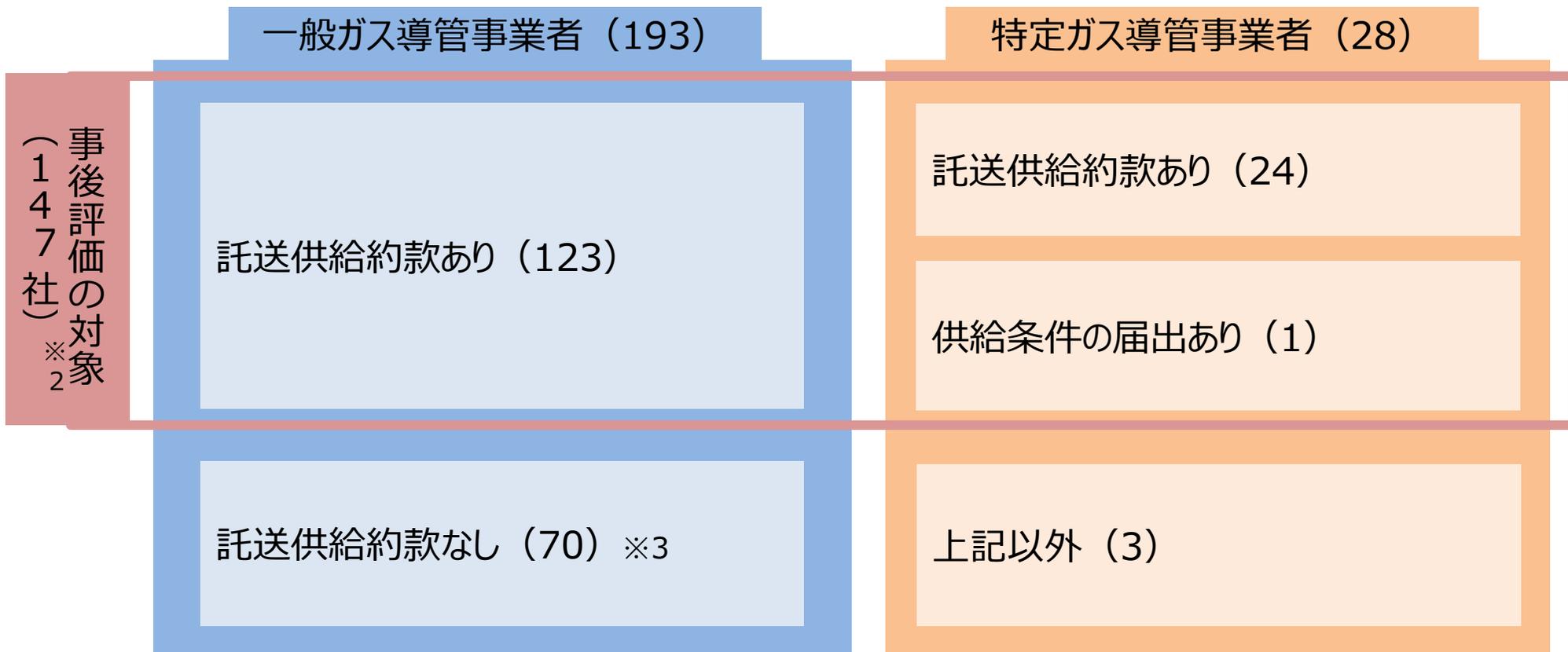
託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全147社）

2) 評価内容

- 料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - ①法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
 - ②追加的な分析・評価

事後評価の対象事業者について

- 全国のカス導管事業者（220社※1・2）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（147社）について、2020年度収支状況を評価する。



- ※1 2020年度に事業を実施した事業者数（2020年度に事業を実施したが、事業譲渡や合併により、2021年11月1日時点において事業を行っていない事業者を除く。）
- ※2 一般と特定の両方のライセンスを所有している事業者が1社あるため、合計が合わない。
- ※3 ガスメーター取付数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。
- ※4 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

資料の構成

1. 事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール

本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

- 本年度の法令に基づく事後評価は、昨年度と同様、以下の進め方で実施する。

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「一定水準額」を超えている事業者を抽出する。（ストック管理）
- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率が、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「-5%」を超えている事業者を抽出する。（フロー管理）
- 上記事業者について、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるかを聴取する。また、フロー管理において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを確認する。
- なお、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告するとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する、当委員会の意見を回答する予定。

(参考：2021年11月8日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

(参考) 昨年度の事後評価 (法令に基づく事後評価)

- 昨年度の法令に基づく事後評価の結果は以下のとおり。
- また、南遠州PLについては、その後、昨年12月に事業者ルール¹⁾の提出と収支 (超過利潤) の修正公表が行われた。また、本件を受けての制度的措置 (省令改正) が本年5月に講じられた。

法令に基づく事後評価とりまとめ (案)

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 事後評価の対象事業者のうち、7社 (JERA (四日市コンビナート)、南遠州PL、秋田県天然瓦斯輸送、小千谷市、中部電力ミライズ、関西電力 (堺地区) 及び関西電力 (姫路地区)) については、2019年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。また、26社 (東部ガス (秋田地区)、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス、ガスネットワーク吉田、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス、JERA (四日市コンビナート)、由利本荘市、小千谷市、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、広島ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送) については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した。
- これらの事業者については、それぞれ、以下のとおり対応することが適当である。
 - ① 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した事業者のうち、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。
 - ② ①の4社を除く事業者については、期日*までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。
 - ③ ただし、②の事業者のうち、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した南遠州PLについては、工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、耐用年数により分割して整理する旨の事業者ルールを設定 (ガス事業託送供給収支計算規則第6条) した上で、再公表された託送収支において、超過利潤累積額が、一定水準額を超過しない場合には、変更命令の対象外とする。
- なお、南遠州PLでの事例を鑑み、特定ガス導管事業者における託送収支計算書の作成にあつては、一般ガス導管事業者と同様の制度的措置を速やかに講じることが適当である。

*2021年1月1日：東部ガス (秋田地区)、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス及びガスネットワーク吉田

2021年4月1日：JERA (四日市コンビナート)、南遠州PL、由利本荘市、小千谷市、中部電力ミライズ、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送

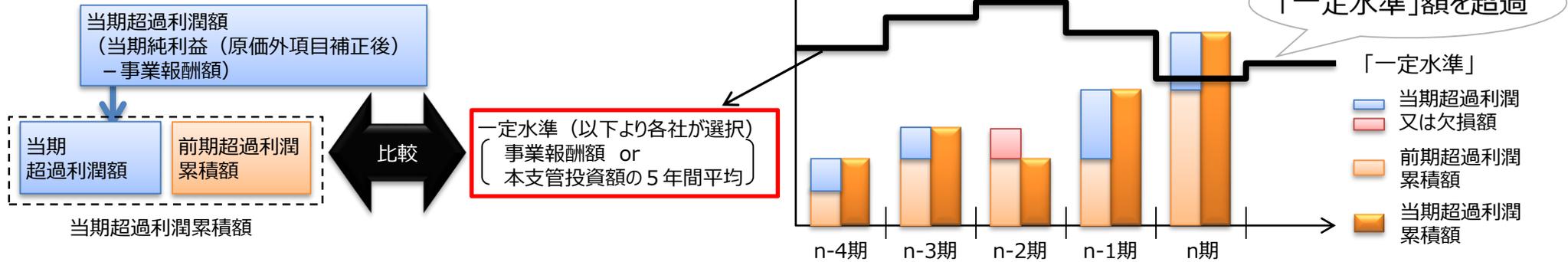
2022年4月1日：秋田県天然瓦斯輸送、関西電力 (堺地区) 及び関西電力 (姫路地区)

第4回料金制度専門会合
(2020年11月30日)
資料4より抜粋

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

- 2020年度託送収支にて、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合、また、想定単価と実績単価の乖離率が-5%を超過した場合は、原則として、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出等が行われない場合には、変更命令が発動される。

<ストック管理方式>



当期超過利潤累積額が、「一定水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更命令を発動** (※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに料金の値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

<フロー管理方式>

【STEP 1】

乖離率の確認

想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】

説明事業者による

現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】

値託送料金の値下げ要請

一定の乖離率 (マイナス5%) を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な料金の値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動 (※2)

変更命令の発動

(※2) 原価算定期間 (原則3年) 等が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。9

ガス導管事業者の超過利潤の状況①

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- 6社（うち1社においては2地区）（東海ガス（焼津・藤枝・島田地区）、久留米ガス、九州ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区及び姫路地区）及び四国電力）は、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。
 - ▶ 秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区及び姫路地区）は、昨年度の事後評価において超過利潤累積額が一定水準額を超過していたため、すでに2022年4月1日より料金改定を行う予定と整理されている。

超過利潤累積額 (2020年度末)	一般ガス導管事業者（124社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	
一定水準額超過	3 ・東海ガス（焼津・藤枝・島田地区） ・久留米ガス ・九州ガス	0	4 ・秋田県天然瓦斯輸送 ・関西電力（堺地区） ・関西電力（姫路地区） ・四国電力	0	7
一定水準額の2/3～3/3	0	2	1	0	3
一定水準額の1/3～2/3	6	2	0	0	8
0～一定水準額の1/3	12	6	1	0	19
0未満	58	43	16	5	122

※ 各社公表資料（2021年11月1日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため。
- ・東金市及び習志野市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の超過利潤の状況②（料金の値下げ届出の確認）

- 超過利潤累積額が一定水準額を超過した6社については、原則、このまま翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となりうる。
- これらの事業者については、期日※2までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認した。

※1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

※2 超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下、本頁において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、原則、変更命令が発動される。

ただし、基準年度の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われれば、変更命令は発動されない。

➤ 2022年4月1日：6社

＜参考＞ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）

第二 処分の基準

（23）法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当期超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（23）において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

（略）

ガス導管事業者の乖離率の状況①

- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率の結果は以下の通り。
- 7社（釧路ガス、新発田ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガス、大分ガス及びJERA（四日市コンビナート））において、乖離率が、変更命令の発動基準となる「-5%」を超過している。
 - JERA（四日市コンビナート）は、昨年度の事後評価において乖離率が-5%を超過したことを踏まえ、2021年4月1日に料金改定済のため、変更命令の対象から除外。

乖離率（2020年度末）	一般ガス導管事業者（124社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	
-5%を超過	3 ・釧路ガス ・広島ガス ・大分ガス	3 ・新発田ガス ・大垣ガス ・福山ガス	1 ・JERA（四日市コンビナート）	0	7
-5% ~ -2.5%	7	5	0	0	12
-2.5% ~ 0%	2	9	0	0	11
0%以下	48	25	5	1	79

※ 各社公表資料（2021年11月1日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため。
- ・現行託送料金の原価算定期間が終了していない事業者にあつては、乖離率計算書が作成されないため。
- ・承認特定ガス導管事業者にあつては、フロー管理が行われず、評価の対象外となるため。
- ・東金市及び習志野市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2021年12月末まで、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2022年1月末までとなり、2021年11月1日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の乖離率の状況②-1（料金の値下げ届出等の確認）

- 乖離率が－5%を超過した6社については、このまま翌事業年度の開始の日※1までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長※2の変更命令の対象となる。
- 他方で、事業者から現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされた場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされている。
- これを踏まえ、乖離率が－5%を超過した事業者から、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるか、又は、合理的な説明をするかの確認をしたところ、その結果は次頁のとおり。

※1 原価算定期間終了後に公表された乖離率計算書において、乖離率が－5%を超過している場合、当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われなければ、原則変更命令が発動される。

- 2022年1月1日：3社（新発田ガス、大垣ガス及び福山ガス）
- 2022年4月1日：3社（釧路ガス、広島ガス及び大分ガス）
- JERA（四日市）は、2021年4月1日に料金改定済みのため除外

※2 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

<参考> ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）

第二 処分の基準

（23）法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① （略）

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

（略）

ガス導管事業者の乖離率の状況②-2（料金の値下げ届出等の確認）

- 以下の表のとおり、4社において期日までに料金の値下げ届出を実施する予定、2社において合理的な説明を実施するとの回答であった。
- 前者については、今後、料金の値下げ届出の内容を確認することとし、後者については、その説明が合理的かどうかの確認を行った（次頁以降）。
- なお、今回合理的かどうかの確認を行う2社については、昨年度の事後評価においても乖離率が-5%を超過し、説明が合理的であることを確認して、値下げを行わないこととしていたものである。

期日までに料金の値下げ届出を実施予定 （一般ガス導管事業者4社）		合理的な説明を実施 （一般ガス導管事業者2社）	
新発田ガス	-15.15%	福山ガス	-35.81%
大垣ガス	-10.15%	広島ガス	-8.10%
釧路ガス	-8.75%		
大分ガス	-6.94%		

※ 特定ガス導管事業者は該当なし。「%」は各社の乖離率

ガス導管事業者の乖離率の状況③（福山ガス：概要）

- 福山ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1910/4	広島県 福山市	25,875万	90人	広島県 福山市	47,920個	無

※会社HP、2020年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価（千円） (①)	6,281,998
想定需要量（千m ³ ） (②)	158,055
想定単価（円／m ³ ） (③ = ① / ②)	39.74
実績費用（千円） (④)	6,552,956
実績需要量（千m ³ ） (⑤)	256,835
実績単価（円／m ³ ） (⑥ = ④ / ⑤)	25.51
乖離率 (%) (⑥ / ③ - 1) × 100	-35.81

ガス導管事業者の乖離率の状況③（福山ガス：合理的な理由の確認）

- 福山ガスにおいては、昨年度の事後評価において、以下の説明があったため、合理的であると評価し、料金値下げを行わなくてよいこととした。
 - ✓ 特定の大口需要家への一時的な著しい需要増が発生したことから、その特定の大口需要家への供給については託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
 - ✓ その大口需要家の増量分を除いて乖離率を算定すると1.21%となり、現行の料金の水準維持が妥当。

第4回料金制度専門会合（2020年11月30日）
資料4より抜粋

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年～2023年に限る特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生したことである。
- 特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増の発生を受けて、他の需要家の託送料金への一時的な値下げ及びその後の値上げを回避するため、当該特定の大口需要家A社への供給については、託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
- そのため、現行の託送供給約款料金の妥当性を確認するには、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた上で乖離率を算定することが適当である。
- 仮に、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた場合の乖離率を算定すると、1.21%となり、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細】

(単位：千m³)

	2017	2018	2019
想定需要量	52,647	52,673	52,735
実績需要量	52,742	73,543	97,224
うちA社の需要増 (実績－想定)	-	+19,801	+45,054

【A社の増量分を除いた場合の乖離率】

項目	値
想定原価 (千円) (①)	6,281,998
想定需要量 (千m ³) (②)	158,055
想定単価 (円/m ³) (③=①/②)	39.74
実績費用 (千円) (④)	6,382,436
実績需要量 (千m ³) (⑤)	158,654
実績単価 (円/m ³) (⑥=④/⑤)	40.22
乖離率 (%) (⑥/③-1) × 100	1.21

- 福山ガスからの説明は合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③（福山ガス：合理的な理由の確認）

- 本年度の事後評価における福山ガスからの現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年～2023年に限る特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生したことである。
- 特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増の発生を受けて、他の需要家の託送料金への一時的な値下げ及びその後の値上げを回避するため、当該特定の大口需要家A社への供給については、託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
- そのため、現行の託送供給約款料金の妥当性を確認するには、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた上で乖離率を算定することが適当である。
- 仮に、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた場合の乖離率を算定すると、5.99%となり、現行の託送供給約款料金水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細】

(単位：千m³)

	2018	2019	2020
想定需要量	52,647	52,673	52,735
実績需要量	73,543	97,224	86,068
うちA社の需要増 (実績－想定)	+19,801	+45,054	+34,487

※A社の需要増は、増量前の2017年の実績需要量を基準とした

【A社の増量分を除いた場合の乖離率】

項目	値
想定原価 (千円) (①)	6,281,998
想定需要量 (千m ³) (②)	158,055
想定単価 (円/m ³) (③ = ① / ②)	39.74
実績費用 (千円) (④)	6,634,310
実績需要量 (千m ³) (⑤)	157,493
実績単価 (円/m ³) (⑥ = ④ / ⑤)	42.12
乖離率 (%) (⑥ / ③ - 1) × 100	5.99

- 福山ガスからの説明は昨年度と同様であり、事情変更がなく、増量分を除いた乖離率が-5%に達しないことから、引き続き合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③（広島ガス：概要）

- 広島ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	4-3	1909/10	広島県 広島市	520,300万	637人	広島県内 7市4町	414,396個	有

※会社HP、2020年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価（千円） ①	39,403,382
想定需要量（千m ³ ） ②	1,398,299
想定単価（円／m ³ ） ③ = ①／②	28.18
実績費用（千円） ④	38,374,300
実績需要量（千m ³ ） ⑤	1,481,784
実績単価（円／m ³ ） ⑥ = ④／⑤	25.90
乖離率（%） ⑥／③ - 1） × 100	-8.10

ガス導管事業者の乖離率の状況③（広島ガス：合理的な理由の確認）

- 広島ガスにおいては、昨年度の事後評価において、以下の説明があったため、合理的であると評価し、料金値下げを行わなくてよいこととした。
 - ✓ 大口需要家の離脱が決定しており、2021年度から託送供給量の大幅な減少が見込まれる。
 - ✓ 2021年単年度の乖離率を想定すると1.60%となり、その翌年度以降は乖離率が-5%を超える状況は解消される見込みのため、現行の水準維持が妥当。

第4回料金制度専門会合（2020年11月30日）
資料4より抜粋

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年度、2019年度に大口需要家A社の実績需要量が、想定需要量を大きく上回ったことである。
- 他方で、他の大口需要家B社の離脱が決定しており、当該減少量は、上記の増加量に比べて大きいため、今後、2021年度からの3年間で託送供給量の大幅な減少が見込まれる。
- 費用については大きく変わる見込みでないため、これらを踏まえ2021年単年度での乖離率を想定すると、1.6%となり、翌年度以降、乖離率が-5%を超える状況は解消されるため、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細及び今後の需要想定】(単位：千m³)

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
想定需要量	469,706	464,399	464,194	469,706	464,399	464,194
大口需要家	297,507	292,405	292,405	297,507	292,405	292,405
実績需要量	465,474	508,391	490,901	471,149	447,901	417,901
大口需要家	283,896	334,437	319,053	299,301	276,301	246,301

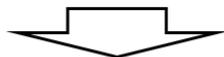
※2020~2022の想定需要量は、2017~2019の想定需要量を記載

※2020~2022の実績需要量は、見込み

※大口需要家は、A社及びB社を含む大口の需要量

【2021年度単年度での乖離率】

項目	値
想定原価（千円） ①	13,134,460
想定需要量（千m ³ ） ②	466,099
想定単価（円/m ³ ） ③=①/②	28.18
実績費用（千円） ④	12,827,030
実績(想定)需要量（千m ³ ） ⑤	447,901
実績単価（円/m ³ ） ⑥=④/⑤	28.63
乖離率（%） ⑥/③-1）×100	1.60



- 広島ガスからの説明は合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③（広島ガス：合理的な理由の確認）

- 広島ガスの説明を確認するにあたり、以下の点について整理を行った。
 - ✓ 大口需要家の離脱と需要量の減少の関係
 - ✓ 2020年度実績の確認・昨年度の説明との比較

【大口需要家の離脱と需要量の減少の関係】

- 当該大口需要家は工場休止を予定しており、2021年9月末以降使用量が漸減していく。
- 当該大口需要家の2021年10月の実績需要量は、2021年4～9月の各月平均の実績需要量と比べて大幅に減少していることから、2021年10月以降は実績需要量が実際に減少している。
- 上記のとおり、今年度以降需要量の大幅な減少が見込まれ、例えば想定されうる他の大口需要家による需要量の増加と比較しても、需要量の減少の方が大きい見込み。

【2020年度実績の確認・昨年度の説明との比較】

- 2020年度は、別の大口需要家の需要が増加したため、実績需要量が想定需要量を上回り、昨年度の説明での需要量をも上回った。
- 2021年単年度での乖離率（想定）を算出し直したところ、1.60%→-2.20%に変化した（次頁参照）。

ガス導管事業者の乖離率の状況③（広島ガス：合理的な理由の確認）

- 前述の状況を踏まえ、本年度の事後評価における広島ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018～2020年度に大口需要家A社の実績需要量が、想定需要量を大きく上回ったことである。
- 他方で、他の大口需要家B社の離脱が決定しており、当該減少量は、上記の増加量に比べて大きいため、今後、2021年度からの3年間で託送供給量の大幅な減少が見込まれる。
- 費用については大きく変わる見込みでないため、これらを踏まえ2021年単年度での乖離率を想定すると、-2.20%となり、以降、乖離率が-5%を超える状況は解消されるため、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細及び今後の需要想定】（単位：千m³）

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
想定需要量	469,706	464,399	464,194	469,706	464,399	464,194	469,706
大口需要家	297,507	292,405	292,405	297,507	292,405	292,405	297,507
実績需要量	465,474	508,391	490,901	482,492	464,076	430,551	419,883
大口需要家	283,896	334,437	319,053	310,007	291,357	250,186	238,104

※2020～2023の想定需要量は、2017～2019の想定需要量を元に記載

※2021の実績需要量は直近の需要実績を含んだ想定値

※2022～2023の実績需要量は、2021供給計画を元に想定

※大口需要家は、A社及びB社を含む大口の需要量



【2021年度単年度での乖離率】

項目	値
想定原価（千円）（①）	13,134,460
想定需要量（千m ³ ）（②）	466,099
想定単価（円/m ³ ）（③＝①／②）	28.18
実績費用（千円）（④）	12,791,433
実績(想定)需要量（千m ³ ）（⑤）	464,076
実績単価（円/m ³ ）（⑥＝④／⑤）	27.56
乖離率（%）（⑥／③－1）×100	-2.20

※想定原価、想定需要量は2017/4～2019/3の合計値を3で除し、実績費用は2018/4～2021/3の合計値を3で除して算出。

- 広島ガスからの説明は昨年度と同様の理由であり、需要量の大幅な減少が今後想定されることを踏まえ、引き続き合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

法令に基づく事後評価とりまとめ（案）

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 事後評価の対象事業者のうち、6社（うち1社においては、2地区）（東海ガス（焼津・藤枝・島田地区）、久留米ガス、九州ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）、四国電力）については、2020年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。
- また、6社（釧路ガス、新発田ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガス及び大分ガス）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した。
- これらの事業者については、それぞれ、以下のとおり対応することが適当である。
 - ① 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した事業者のうち、福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。
 - ② ①の2社を除く事業者については、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2022年1月1日：新発田ガス、大垣ガス

2022年4月1日：東海ガス（焼津・藤枝・島田地区）、久留米ガス、九州ガス、

秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）、四国電力、釧路ガス、大分ガス

資料の構成

1. 事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール

今後のスケジュール（ガス導管事業者の託送収支の事後評価）

- 本日、法令に基づく事後評価についてとりまとめる。
- また、年度内を目途に、ストック管理・フロー管理の結果を受け、料金の値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行い、今年度の事後評価のとりまとめを行う。

	時期	内容
2021年度中	11/15 【本日】	・法令に基づく事後評価
	11月下旬	・法令に基づく意見回答（電力・ガス取引監視等委員会）
	2月上旬	・料金の値下げ届出内容の確認等、とりまとめ
	2月中	・とりまとめ結果報告（電力・ガス取引監視等委員会）